

令和8年第3回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和8年 3月 17日 (火) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|------------|
| 議長 | 山本 正二 | | | |
| 1番 | 武藤 康志 | 2番 | 伊藤 新司 | 3番 俵 薫 |
| 4番 | 井町 哲 | 5番 | 伊藤 美和子 | 6番 縄田 善博 |
| 7番 | 倉増 知 | 8番 | 前田 耕次 | 10番 中野 修 |
| 11番 | 石田 健治郎 | 14番 | 岸 英法 | 15番 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 高見 清 | 17番 | 村上 浩一 | 18番 安富 法明 |
| 19番 | 山本 正二 | | | |
- 4 欠席農業委員
- | | | | | |
|----|-------|--|--|--|
| 9番 | 中嶋 友之 | | | |
|----|-------|--|--|--|
- 5 出席推進委員
- | | | | | |
|-------|-------|-------|------|-------|
| 松田 道子 | 阿川 伸美 | 山縣 正明 | 安永 彰 | 山田 孝治 |
| 岩山 澄男 | 村中 清美 | | | |
- 6 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|-----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 河野 哲広 | 副主幹 | 井村 光敬 | 主査 | 柳井 信吾 |
|------|-------|-----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時 0 0 分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 8 年第 3 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員 17 名中 16 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。本日の欠席委員は 9 番 中嶋友之委員です。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思います但よろしゅうございますか。それでは 8 番 前田耕次委員、15 番 馬屋原眞一委員。よろしくお願ひいたします。それでは議事に移りたいと思ひます。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請 7 件について説明します。</p> <p>1 件目、参考資料 1 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●町●●の●●さん、譲渡人は●●市●●の●●さんです。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。譲受人は譲渡し人の孫であり、譲渡し人の子は現在県外に住んでいるため、譲渡し人の孫にあたる譲受人が農業の後継者になります。後継者である孫に生前贈与をするための 3 条申請になります。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考へます。</p> <p>1 件目、参考資料 2 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●町●●の●●さん、譲渡人は●●市の●●さんです。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。譲渡し人は農地を相続しましたが市外に住んでいるため管理が困難であるため、譲受人に譲渡します。また、申請地につきましては、譲受人が譲渡し人から頼まれて草刈りを行っています。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考へます。</p> <p>3 件目、参考資料 3 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●町●●の●●さん、譲渡人は●●市の●●さんです。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載</p>

<p>議長</p> <p>武藤委員</p>	<p>のとおりです。譲渡人は農地を相続しましたが市外に住んでおり管理が困難なため、譲受人に譲渡します。この件につきまして、農地法第3条第2項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>4件目、資料4を参照ください。</p> <p>譲受人は●●町●●の●●さん、譲渡人は●●市の●●さんです。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。譲受人については3件目の方と同一人物で相続した農地を管理することが困難であるため、譲受人に譲渡します。この件につきまして、農地法第3条第2項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>5件目、資料5を参照ください。</p> <p>譲受人は●●市の●●さん、譲受人は●●町●●の●●さんです。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。譲渡人は高齢で農地の管理が困難なため譲受人に譲渡します。この申請地につきまして、既に譲渡人から頼まれて譲受人が草刈りを行っております。この件につきまして、農地法第3条第2項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>6件目、資料6を参照ください。</p> <p>譲受人は●●町●●の●●さん、譲渡人は●●市の●●さんです。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。譲渡人は高齢で農地の管理が困難であるため譲受人に譲渡するものです。この件につきまして、農地法第3条第2項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>7件目、資料7を参照ください。</p> <p>譲受人は●●町●●の●●さん、譲渡人は●●町●●の●●さんです。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。譲渡人は高齢で農地の管理が困難であるため譲受人に譲渡するものです。譲受人は自ら営む飲食業で自分が作った米や野菜を使いたいということです。この件につきまして、農地法第3条第2項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p> <p>1番の武藤です。3月6日に事務局2名と私と各地区推進委員さんと現地調査を行いました。最初に1番、●●町●●の●●さん</p>
-----------------------	--

	<p>です。場所等は事務局ご案内のとおり、こちらの案件は祖父の所有の農地を譲受人である孫の●●さんが生前贈与されるということで、●●さんのお父さんは他県に住んでおられ、●●さんも農業に意欲があつて農業をしたいということで、既にお孫さんと協力して農業に励んでおられるようです。全部耕作を確認しましたが適正に管理されており、問題ないと判断しました。2番の●●さんですが、●●町ですね、譲渡人の方が農地を相続されたのですが、居住地が遠方で耕作ができないため管理を頼んでいた、近所に住む●●さんをお願いされたところ引き受けてくださったとのこと。現在も管理されており、●●さん所有農地を含めて適正に管理をされており、何ら問題はないと判断しました。3番、●●町●●の●●さんの件ですが、こちらも農地を相続されたのですが、居住地が●●市の方でとても管理ができないということで、●●さんに譲渡されました。●●さん所有の農地を確認しましたところ、1町だけ湿田で耕作は難しい農地がありましたが、そういう田も雑草等刈られてきれいに適正に管理されておりまして、問題ないと判断しました。続いて4番、こちらも3番の譲渡人の●●さんは同じで理由も同じですが、●●さんに譲渡されます。●●さんが管理される農地を確認しましたが、適正に管理されておりまして。問題ないと判断しました。5番の●●さんですが、譲受人の父の●●さんより譲渡されるものです。現在譲受人所有の農地を調査いたしました。少し草が伸びておりましたが、すぐに作付け可能の程度には管理がされておりまして。新たに農地を所有されても問題はないかと判断をいたしました。続いて6番、譲受人の●●さんが規模拡大を計画されていたところ、高齢で耕作困難となった譲渡人との合意により譲受人の●●さんが農地を取得するものです。全部耕作ということで譲受人の管理する農地を確認しました。牛の放牧用ということで草は多少伸びていましたが、牛の管理用の電気柵の下等きちんと草が刈られておりました。新たに農地を取得されても問題ないと判断しました。7番の●●の●●さんですが、こちらの件も譲渡人との売買契約が成立し新たに農地を取得されます。今後の計画では水稻は子作者に依頼し管理してもらい、牧草や飼料用作物は畜産農家と連携して作っていく、残りの1.3反は野菜、1.4反は景観維持のため花を植えられるそうです。作った野菜は自身が経営される飲食店での活用を考えておられます。現在所有の農地を確認しましたが、適正に管理されており、特に問題ないと判断しました。以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足説明等ありましたらよろしくおねがいします。
山縣推進委員	山縣です。武藤委員が言われたように、きれいに管理されているので何ら問題はないと思います。よろしくおねがいします。
秋永推進委員	秋吉地区の秋永です。先ほど武藤委員の説明でお分かりになったと思いますが、何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。
永安推進委員	赤郷地区の永安です。3番4番何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

山田推進委員	伊佐地区の山田です。これはインターの真ん前のところで何ら問題ないので、よろしくお願いします。
岩山推進委員	6番、大田地区推進委員の岩山です。武藤委員が言われた通りで何ら申し上げることはございません。よろしくお願いします。
佐藤推進委員	7番、綾木地区担当の佐藤です。武藤委員が言われたように原さんは現在もしっかり管理をされておりますということで、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。委員の皆様よりご質疑がございましたらお願いします。
議長	それでは採決に移りたいと思います。 議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 それでは、農振除外申請1件について説明します。資料9を参照ください。 所在地、●●町●●、申請地は●●付近の2種農地で農用地区域内農地になります。場所としましては●●の近くに、山手側ですがお寺があります。その前にお寺の駐車場に転用した農地があるのですが、そのすぐ隣の農地が対象地になります。その申請地に一般住宅を建てるために転用をしたいということです。申請地を農振除外することについて、特に問題はないということで美祢市長に回答します。それから申請地については農用地区域内農地になりますが地域計画には入っておりませんのでこれの変更手続きはありません。以上です。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いします。

武藤委員	<p>1番の武藤です。農振除外ということで、遠方に住む土地所有者の方が高齢のため土地を売ることとそこへ自己用住宅をしたい買受人との合意が成立したために農振除外の申請が出されたものです。現地を調査いたしましたところ資料9の3の資料では隣が田とかになっているのですが、こちらは地図が古くて、実際には転用が終わってしまして、北側はお寺の駐車場になってしまして、手前の土地もまだ何も建ってはいませんが、手続きは終わっているということでした。3面は農地ではありませんし、西側は休耕田になっており、これから作付けされるとしても、水路・排水路に影響はないと判断しました。よってこちらの農地を除外しても問題はないと思いました。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いします。</p>
岩山推進委員	<p>大田推進委員の岩山です。武藤委員が言われた通り周囲に問題があるとは考えられません。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは委員の皆さんよりご質疑がございましたらお願いします。</p>
議長	<p>よろしいですか。 それでは採決に移りたいと思います。 議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第3 議案第3号、農用地利用集積等促進計画に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。 それでは、本日配布しております令和8年3月31告示、令和8年4月1日開始の農用地利用集積等促進計画をご覧ください。 今回、全体で1, 156筆 でございます。利用権設定面積は、新規が582, 416㎡、再設定が1, 344, 057㎡、合計</p>

	<p>しまして、1, 926, 473㎡、貸し手が386名、受け手が147名でございます。</p> <p>農用地利用集積等促進計画一覧の1～15ページが美祢地区、16～24ページが美東地区、25ページから41ページまでが秋芳地区の一括方式の利用権設定になり、42ページから50ページまでが二段階方式の利用権設定になります。</p> <p>いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規定に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、の農用地利用集積等促進計画要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑ありましたらよろしく申し上げます。
安富職務代理	農事組合法人●●は解散するのではいか。
事務局	●●につきましては、来年度いっぱいまで、令和9年の3月末までは耕作をされるということで、年度の途中で利用権の解約をされるかもということになっています。
議長	他にございませんか。ないようでしたら採決に移りたいと思います。それでは、議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は原案の通り決定をします。
	続きまして議事順位第4 報告第1号 報告第1号 農地転用現況証明についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>それでは、現況証明願いの提出が2件ありましたので説明いたします。</p> <p>1件目資料10を参照ください。申請地は●●にある●●付近の道沿いの農地になりますが、申請地は昭和57年に自宅を増築し、</p>

	<p>宅地として利用しています。写真のとおり宅地となっています。市役所からですと国道●●号線を●●方面に進んでいって右手側にある集落内になります。申請地につきましては地権者の方が平成13年までここに住んでおられましたが、その後ここを借家に出されまして、その時借家に住んでいた方が申請地を埋め立てて宅地にしてしまったということで、現在も宅地として利用しています。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは現地調査をされました委員から報告をお願いいたします。</p>
武藤委員	<p>1番武藤です。最初の件、●●の●●さんですが、こちらは申請者宅の庭の中、庭の隅の農地だったところですが、昭和57年度増築の際に誤って庭の一部として利用されたものと思われまます。申請通りの現況であったことを報告します。 2番目の●●の●●さんの件ですが、資料にもありますが更地のようにされていますが、先ほど事務局の説明のとおり、借家として借りていた方が勝手に畑を埋め立てられたらしいです。これ平行に見えるんですけど一段下がっているところが畑だったらしいです。この写真で見るとつい最近きれいにされたように見えるんですけど、実施に行ってみたら草ぼうぼうです。昔は柿の木とかか植えてあったらしいですが、根元から伐採されておりまして、更地なのですぐ戻せそうな感じもするんですけど、土とかどんなものが入っているかわからない感じで、畑として復活させるのは無理かなと感じました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは地元委員から補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
山田推進委員	<p>1番目、伊佐町の山田です。武藤委員が言われたように庭になっておりますのでどうしようもないと思います。よろしくお願ひします。</p>
山縣推進委員	<p>2番について推進委員の山縣です。武藤委員が言われたように問題はないと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質問ありましたらお願ひします。</p>
岸委員	<p>●●の件ですが、所有者と申請人の方の関係はどんな関係なのですか。</p>

武藤委員	2番の件ですね、所有者はお婆さんのままで、今回申請をされた方が●●県に住まれる娘さんで、今回ちゃんとしようということで調べたところ、何十年かぶりに見たら前と変わっているということで、処分を考えられておられて、調べたら畑が混ざっていたということで、きちんと申請を出そうということだったと思います。
岸委員	いずれ所有者の変更がされますよね。
武藤委員	いずれそうなると思いますが、今回はそこまでの話は聞いておりません。
事務局	補足します。所有者というのはあくまで現在の登記名義人が載ってまして、実際登記名義人の方は亡くなられていまして、申請者の方が法定相続人ということになります。
議長	他にございませんか。 特に発言等無いようでございますので、報告第1号を終わります。 続きまして議事順位第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 目録をご覧ください。合意解約4件について説明します。 1件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。借受人の耕作地を縮小されることと、新規就農者が新たに農地中間管理事業を利用されるための解約です。2件目、3件目は貸付人●●さん、●●さんと借受人●●さんの間の解約です。借受人が高齢、病気のため耕作ができないことによる解約です。次の耕作者は決まっています。4件目は貸付人●●さんと借受人●●さんの間の解約です。貸付人が自己管理をされるための解約です。以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長	<p>続きまして、議事順位第6 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読 それでは別紙をご覧ください。●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●より提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正でありましたことを報告申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>委員の皆さんより何かご質疑ございましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。特に発言がないようですので以上をもって報告第3号を終わります。</p>
議長	<p>以上で審議がすべて終わりますが、委員の皆さんより何かありますか？ それでは終わりたいと思います。</p>
事務局	<p>互礼。</p>

午後 3 時 0 5 分閉会

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 8 年 3 月 1 7 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____